令和９年度スクールバス運行業務受託候補者選定審査会設置要領

（設置）

第１条　令和９年度スクールバス運行業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、令和９年度スクールバス運行業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査対象）

第２条　審査会では、令和９年度に新規で運行を開始する及び更新となる以下のスクールバス運行業務をまとめて審査することとする。

（１）　上天草市立大矢野東小学校スクールバス運行業務委託

（２）　上天草市立松島小学校（阿村地区）スクールバス運行業務委託

（３）　上天草市立松島小学校（教良木地区）スクールバス運行業務委託

（４）　上天草市立龍ヶ岳小学校スクールバス運行業務委託

（５）　上天草市立松島中学校（阿村地区）スクールバス運行業務委託

（６）　上天草市立松島中学校（教良木地区）スクールバス運行業務委託

（７）　上天草市立龍ヶ岳中学校スクールバス運行業務委託

（所掌事務）

第３条　審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）　実施要領、仕様書、審査基準等の確認に関すること。

（２）　事業提案書等の審査に関すること。

（３）　受託候補者の決定に関すること。

（４）　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第４条　審査会の委員は、次に掲げる者をもって５名で構成する。

（１）　教育部長

（２）　有識者　３名

（３）　学務課教育審議員

２　審査会に会長を置き、教育部長をもって充てる。

３　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（審査項目及び審査方法）

第６条　審査における審査項目は、別紙「審査項目及び審査基準」のとおりとし、審査項目に基づき総合的に評価を行う。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

２　委員は、電子メール等で配布される審査会の各種資料やデータについて、情報管理を徹底すること。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は、上天草市教育委員会学務課において処理する。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この要領は、令和８年９月２８日から施行し、令和８年１１月１６日をもってその効力を失う。